

監 第 4 号
平成 25 年 4 月 12 日

請求人 様

京都市監査委員 富 喜久夫
同 谷 口 弘 昌
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 25 年 2 月 27 日付けで提出され、同年 3 月 4 日に收受した地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、京都市（以下「市」という。）が行った平成 21 年度から平成 23 年度までの京都市住宅供給公社（以下「本件公社」という。）に対する向島市営住宅の空き家整備費を含む委託料の支出（以下「本件支出」という。）について、本件公社の不適正な業務執行に関し、監督する責任を果たさず、本件公社に対して漫然と本件支出をしたことは不適正な支出であるとして、本件支出をした京都市長以下の管理者に対し、損害賠償を請求するなどの必要な措置を採ることを求めるものである。
- 2
 - (1) 法第 242 条第 2 項の規定により、住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、違法又は不当な財務会計上の行為があった日から 1 年を経過したときは、これをすることができないとされているところ、本件支出に係る支出命令は平成 24 年 1 月 11 日以前に、また、振込は同月 31 日以前に行われており、これらの財務会計上の行為があった日から 1 年を経過した後住民監査請求が行われていることが明らかである。
 - (2) そこで、この点について、請求人に法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由があることを示すよう補正を求めたところ、請求人は、本件支出の概要については平成 24 年 12 月 21 日に市への公文書公開請求により開示された公文書から知ったとしており、監査請求期間の徒過について正

当な理由がある旨を主張する。

- (3) 法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由の有無については、普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て監査請求するに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときと解される場合には、そのように解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成 14 年 10 月 15 日判決）。

(4)

ア 上記(2)の補正によれば、請求人は、公文書公開請求により開示された公文書から本件支出の概要が明らかになったとしており、市の一般住民とは異なる事情が認められることから、上記(3)の判決に照らし、請求人自身の事情により法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由の有無を判断すべきものと解される。

イ そして、請求人としては、上記(2)の公文書が開示された平成 24 年 12 月 21 日には、客観的に見て、本件請求を行うことが可能な程度に本件支出の存在及び内容を知ることができたときと解するのが相当である。

- (5) そうすると、平成 24 年 12 月 21 日から見て 73 日後に提出された本件請求は、請求人が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て、監査請求をするに足りる程度に本件支出の存在及び内容を知ることができたときと解されるときから相当な期間内に行われたものと見ることはできない。

- 3 よって、本件請求は、対象とされている財務会計上の行為があった日から 1 年を経過した後に提出されたことについて、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められず、同項に適合していない。